

「福井高専新型コロナウイルス対策学生支援事業」に関し
福井県ふるさと納税「新型コロナ学生支援」活用への留意点について

標記のことにつきまして、福井県（ふるさと納税担当部署）と確認致しました内容につきまして、Q&A にまとめましたのでご一読願います。

Q1. ふるさと納税の限度額を超えて入金した場合はどうなりますか。

A1. 限度額を超えて入金頂いた場合、超えた金額については、控除の対象となりませんので純粋な寄附金となります。手続き頂く際には事前にシュミレーター等で限度額を確認頂くようお願いします。

Q2. 企業の方が今回の事業に賛同頂き、寄附を申し出て頂いた場合はどうなりますか。

A2. ふるさと納税はあくまで個人を対象とした制度です。企業【法人】として寄附頂く場合は、福井高専基金の方へ直接寄附頂くこととなります。

Q3. ふるさと納税に係る控除についての手続きはどうなりますか。

A3. これについては、確定申告の必要のある方と年末調整のみの方（確定申告をされない方）で異なります。

① 年末調整のみの方につきましては、福井県より送付されます特例申請書（ワンストップ特例）を県の方に送付頂くことで、自動的に住民税より控除されます。

② 確定申告の必要のある方につきましては、確定申告の際に福井県より送付されます「受領書」を添付頂くことで、所得税・住民税からの控除が受けられます。

なお、確定申告の必要のある方が誤ってワンストップ特例の申請をされた場合、確定申告のやり直しになる場合もありますので、ご注意願います。

【住民税の控除につきましては翌年分】